

# 独立行政法人水資源機構国民保護業務計画

平成29年4月  
独立行政法人水資源機構

## 目 次

第1編 総則	1
第1章 目的等	1
第1節 目的	1
第2節 構成	1
第2章 基本方針等	1
第1節 基本方針	1
第1 的確かつ迅速な措置の実施	
第2 武力攻撃事態の類型	
第3 NBC攻撃に対する対応	
第2節 指定行政機関の長等の計画の整合の確保	1
第3節 防災業務計画との関係	2
第4節 関係諸規定に基づく具体的な措置	2
第2編 平素の備え	2
第1章 体制の確保等	2
第1節 国民保護措置等の実施機能の確保	2
第2節 参集基準の作成等	2
第1 参集基準の作成	
第2 連絡手段の確保	
第3 参集経路の確認	
第3節 通信体制の整備	2
第4節 情報収集等の体制確保	2
第5節 訓練、啓発等の実施	3
第1 訓練の実施	
第2 役職員への啓発等	
第2章 施設の安全確保等	3
第1節 施設に関する事項の整理	3
第2節 施設の安全確保等	3
第1 施設の安全確保	
第2 管理委託している施設の安全確保	
第3 管理受託している施設の安全確保	
第3章 物資及び資機材の備蓄等	4
第3編 武力攻撃事態等における対処	4
第1章 武力攻撃事態等における体制の確立	4
第1節 機構対策本部の設置	4
第2節 機構対策本部の廃止	4
第3節 事務所対策本部の設置	4
第4節 事務所対策本部の廃止	5
第2章 関係機関との連携	5
第1節 警報の発令等及び避難措置の指示等の通知	5
第1 警報の発令等の通知	
第2 避難措置の指示等の通知	
第2節 職員の派遣	5
第3節 関係機関に対する支援要請	5
第3章 武力攻撃災害への対処	5

第1節	施設の安全確保	5
第1	武力攻撃災害の兆候の確認等	
第2	情報の収集等	
第3	関係大臣による措置の実施	
第2節	武力攻撃災害への対処措置等	6
第1	対処に従事する役職員等の安全確保	
第2	被災情報の収集及び報告	
第3	武力攻撃災害への対処措置の実施	
第4	武力攻撃災害への対処措置の支援要請	
第5	立入制限区域に指定された場合の対応	
第3節	NBC攻撃による災害への対処等	6
第1	応急措置の実施	
第2	汚染原因に応じた対応	
第4節	特殊標章等の使用	7
第4編	復旧等	7
第1章	応急の復旧	7
第1節	施設の緊急点検等	7
第2節	指定行政機関の長等に対する支援要請	7
第2章	武力攻撃災害の復旧	7
第5編	緊急対処事態における対処	7
第1節	緊急対処事態対策本部の設置	7
第1	機構緊急対処事態対策本部の設置	
第2	機構緊急対処事態対策本部の廃止	
第3	事務所緊急対処事態対策本部の設置	
第4	事務所緊急対処事態対策本部の廃止	
第2節	緊急対処保護措置の実施	9
第6編	雑則	9
第1節	計画の見直し	9
第2節	細則	9
附則		

## 第1編 総則

### 第1章 目的等

#### 第1節 目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第36条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)の業務に関し必要な事項を定め、もって武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。)における国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)及び緊急対処事態における緊急対処保護措置(以下「国民保護措置等」と総称する。)の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

#### 第2節 構成

この計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総則
- 第2編 平素の備え
- 第3編 武力攻撃事態等における対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処
- 第6編 雑則

### 第2章 基本方針等

#### 第1節 基本方針

##### 第1 的確かつ迅速な措置の実施

機構は、独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条の規定により実施する管理業務及び建設業務(同法附則第4条第1項の規定により実施する業務を含む。)の対象となる施設(その管理業務及び建設業務の実施に当たり、密接な関連を有する施設を含む。以下「施設」という。)について武力攻撃事態等又は緊急対処事態が発生した場合は、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日閣議決定)及びこの計画に基づき、国、地方公共団体その他の関係機関(以下「関係機関」という。)と相互に連携して、国民保護措置等の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

##### 第2 武力攻撃事態の類型

機構は、武力攻撃事態の類型として、次の4類型を想定する。

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

##### 第3 NBC攻撃に対する対応

機構は、特殊な対応が必要となるNBC攻撃(核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。)について留意するものとする。

#### 第2節 指定行政機関の長等の計画との整合の確保

理事長は、この計画について、武力攻撃事態等又は緊急対処事態が発生した場合において的確かつ迅速な対応を行うことができるよう、関係する指定行政機関

の長並びに都道府県知事及び市町村長が作成する国民の保護に関する計画、並びに指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長が作成する国民の保護に関する業務計画との整合を図るよう努めるものとする。

### 第3節 防災業務計画との関係

機構は、国民保護措置等を実施するに当たっては、独立行政法人水資源機構防災業務計画に基づき実施する措置と十分に連携して行うものとする。

### 第4節 関係諸規定に基づく具体的な措置

この計画に基づく具体的な措置については、機構が定めた諸規定（関係機関との間で締結した協定等を含む。）に基づいて行うものとする。

## 第2編 平素の備え

### 第1章 体制の確保等

#### 第1節 国民保護措置等の実施機能の確保

理事長並びに支社、局、関西・吉野川支社吉野川本部、総合事業部、総合事業所、建設所、総合管理所及び管理所（以下「事務所」という。）の長（以下「所長」という。）は、国民保護措置等の的確かつ迅速な実施が可能となるよう、施設及び庁舎並びにその周辺の巡視、点検、整備等を行うものとする。この場合において、以下の事項に留意する。

- (1) 保有する危険物の管理、不審物対策等
- (2) 非常用予備発電設備、非常階段等の整備、非常用飲食物、仮眠設備等の確保等

#### 第2節 参集基準の作成等

##### 第1 参集基準の作成

管理者（本社にあっては理事長、事務所にあっては所長をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態が発生した場合に国民保護措置等を円滑に実施することができるように、あらかじめ、役員及び職員（以下「役職員」という。）を参集させるための基準を定めるものとする。

##### 第2 連絡手段の確保

役職員は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態が発生した場合における参集を円滑にするため、常に、電話、電子メール等による連絡手段の確保に努めるものとする。

##### 第3 参集経路の確認

役職員は、交通の途絶、被災等により参集が困難な場合等も想定し、複数の参集経路、移動方法等を確認するものとする。

#### 第3節 通信体制の整備

管理者は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態が発生した場合における連絡を円滑に行うため、関係機関と連携して、通信手段を複線化する等必要な通信体制を整備することに努めるものとする。

#### 第4節 情報収集等の体制確保

管理者は、常に、役職員が国民保護措置等を実施する上で、武力攻撃災害の兆候、施設の被災情報等業務に係る情報を迅速に収集することができる体制を確保するよう努めるものとする。

## 第5節 訓練、啓発等の実施

### 第1 訓練の実施

- (1) 管理者は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できるよう訓練を行うものとする。訓練の実施に当たっては、次の事項に留意する。
  - ア 具体的な事態を想定し、通信機器を使用する等実践的な訓練となるよう努めること。
  - イ 関係機関と連携した訓練を実施するよう努めること。
- (2) 管理者は、国民保護措置等を円滑に実施するための訓練を行う場合は、独立行政法人水資源機構防災業務計画に基づき実施する訓練と十分な連携を図るよう努めるものとする。

### 第2 役職員への啓発等

管理者は、研修を実施する等役職員が国民保護措置等を実施するために必要な知識の普及及び啓発を行うものとする。

## 第2章 施設の安全確保等

### 第1節 施設に関する事項の整理

管理者は、施設について、以下に掲げる事項を整理する。

- (1) 施設の種類
- (2) 名称
- (3) 所在地
- (4) 連絡先
- (5) その他必要な事項

### 第2節 施設の安全確保等

#### 第1 施設の安全確保

管理者は、施設の安全を確保するため、点検及び整備を行うとともに、関係機関との連携を図るものとする。この場合において、必要に応じて、関係機関に対し、施設の警備強化等安全の確保のために必要な支援を求めるものとする。

#### 第2 管理委託している施設の安全確保

管理者は、管理を他の者に委託している施設の安全を確保するため、施設の管理の委託を受けている者（以下「管理受託者」という。）に対し、点検及び整備を行うとともに、関係機関との連携を図るよう、必要な指示を行うものとする。また、管理者又は管理受託者は、必要に応じて、関係機関に対し、施設の警備強化等安全の確保のために必要な支援を要請するものとする。この場合において、管理受託者は、管理者の承認を受けるものとする。

#### 第3 管理受託している施設の安全確保

管理者は、管理の委託を受けている施設の安全を確保するため、点検及び整備を行うとともに、関係機関との連携を図るものとする。この場合において、関係機関に対し、施設の警備強化等安全の確保のために必要な支援を要請する場合は、

施設の管理を委託している者と協議するものとする。

### 第3章 物資及び資機材の備蓄等

管理者は、国民保護措置等を円滑に実施するために必要な物資及び資機材を備蓄する場合は、独立行政法人水資源機構防災業務計画に基づき備蓄した物資及び資機材と兼ねるものとし、武力攻撃事態等及び緊急処理事態において特に必要となる物資及び資機材について、調達できる体制を整備するものとする。

## 第3編 武力攻撃事態等における対処

### 第1章 武力攻撃事態等における体制の確立

#### 第1節 機構対策本部の設置

(1) 理事長は、政府が事態対策本部（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第10条第1項の事態対策本部をいう。以下「政府対策本部」という。）を設置した場合は、直ちに、理事長が適当と認めた場所に国民保護対策本部（以下「機構対策本部」という。）を設置し、次に掲げる業務を総括するものとする。この場合において、機構対策本部の長（以下「機構対策本部長」という。）は、理事長をもって充てる。

ア 機構対策本部と関係機関との情報交換及び連絡調整

イ 機構対策本部が関係機関から収集した情報の機構内での共有

ウ 機構対策本部が行う施設に係る国民保護措置の実施状況等に関する広報活動

エ 施設についての被災情報等に関する情報の取りまとめ

オ 施設に係る国民保護措置の実施状況等に関する情報の取りまとめ

カ その他国民保護措置の実施に関し必要な事項

(2) 役職員は、確保した連絡手段を活用し機構対策本部と密接に連絡をとり、確認できた参集経路により、当該機構対策本部に参集するものとする。

(3) 機構対策本部長は、速やかに、全ての事務所に対して、機構対策本部を設置した旨を通知するものとする。

#### 第2節 機構対策本部の廃止

機構対策本部長は、政府対策本部が廃止された場合は、速やかに、機構対策本部を廃止し、全ての事務所に対して、その旨を通知するものとする。

#### 第3節 事務所対策本部の設置

(1) 所長は、機構対策本部長から、その事務所に係る対策本部（以下「事務所対策本部」という。）を設置するよう指示があった場合は、所長が適当と認める場所に事務所対策本部を設置し、次に掲げる業務を総括するものとする。この場合において、事務所対策本部の長（以下「事務所対策本部長」という。）は、所長をもって充てる。

ア 事務所対策本部と機構対策本部及び関係機関との情報交換及び連絡調整

イ 事務所対策本部が機構対策本部及び関係機関から収集した情報の事務所内での共有

ウ 事務所対策本部が行う施設に係る国民保護措置の実施状況等に関する広報活動

エ 施設についての被災情報等に関する情報の取りまとめ

- オ 施設に係る国民保護措置の実施状況等に関する情報の取りまとめ
- カ その他国民保護措置の実施に関し必要な事項

- (2) 役職員は、確保した連絡手段を活用し事務所対策本部と密接に連絡をとり、確認できた参集経路により、当該事務所対策本部に参集するものとする。
- (3) 事務所対策本部長は、速やかに、機構対策本部長に対して、事務所対策本部を設置した旨を報告するものとする。

#### 第4節 事務所対策本部の廃止

事務所対策本部長は、機構対策本部が廃止された場合又は機構対策本部長から廃止の指示があった場合は、速やかに、事務所対策本部を廃止し、理事長（機構対策本部が設置されている場合は機構対策本部長）に対して、その旨を報告するものとする。

### 第2章 関係機関との連携

#### 第1節 警報の発令等及び避難措置の指示等の通知

##### 第1 警報の発令等の通知

機構対策本部長は、主務大臣（独立行政法人水資源機構法第37条第2項の規定により機構の実施する業務を所管する大臣をいう。）である指定行政機関の長（以下「所管指定行政機関の長」という。）又は都道府県知事から警報の発令又は解除を行った旨の通知を受けた場合は、役職員、外来者等に対して、その旨を周知させるよう努めるものとする。

##### 第2 避難措置の指示等の通知

機構対策本部長は、所管指定行政機関の長又は都道府県知事から避難措置の指示又は指示の解除を行った旨の通知があった場合は、役職員、外来者等に対して、その旨を周知させるよう努めるものとする。

#### 第2節 職員の派遣

機構対策本部長は、都道府県対策本部長（国民保護法第28条第1項に規定する都道府県対策本部長をいう。）から職員の派遣の要請があった場合は、機構が行う国民保護措置に支障のない範囲内において、職員を派遣するものとする。

#### 第3節 関係機関に対する支援要請

機構対策本部長は、国民保護措置（武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（以下「武力攻撃災害」という。）への対処に関する措置を除く。）を的確かつ迅速に実施するため必要があると認める場合は、関係機関に対して、必要な支援を要請するものとする。この要請を行うに当たっては、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行うものとする。

### 第3章 武力攻撃災害への対処

#### 第1節 施設の安全の確保

##### 第1 武力攻撃災害の兆候の確認等

機構対策本部長又は事務所対策本部長は、武力攻撃災害の兆候の通報の通知又は通報を受けた都道府県知事からその旨の通知を受けた場合は、関係機関と連携して事実関係の確認を行うとともに、役職員、外来者等に対して、通知があった旨を周知させるよう努めるものとする。

## 第2 情報の収集等

機構対策本部長又は事務所対策本部長は、警報の発令又は避難措置の指示を行った旨の通知その他必要な情報を踏まえ、関係機関と連携して、施設の安全に関する情報、施設に関する武力攻撃災害への対処の状況等必要な情報の収集及び共有に努めるものとする。

## 第3 関係大臣による措置の実施

機構対策本部長は、内閣総理大臣が施設の安全の確保が特に必要であると認め、関係大臣が施設の安全確保のために必要な措置を講じた場合は、それに応じるものとする。

## 第2節 武力攻撃災害への対処措置等

### 第1 対処に従事する役職員等の安全確保

機構対策本部長は、武力攻撃災害への対処に関する措置に従事する役職員等に対して、必要な情報の提供等及び当該役職員等の安全の確保に十分配慮するものとする。

### 第2 被災情報の収集及び報告

機構対策本部長は、武力攻撃災害が発生した場合は、速やかに、その日時及び場所又は地域、被害の状況等収集した情報を所管指定行政機関の長に対して、報告するものとする。

### 第3 武力攻撃災害への対処措置の実施

機構対策本部長は、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長から施設の安全の確保のための必要な措置を講ずるよう要請を受けた場合は、その要請に基づき、施設の巡視、警備員の増員、警察との密接な連絡体制の確保等警備の強化、状況に応じて貯水量を必要最小限にする等必要な措置を講ずるものとする。また、要請がない場合においては、自主的な判断に基づき、施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるものとする。

### 第4 武力攻撃災害への対処措置の支援要請

機構対策本部長は、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、施設の安全の確保のための必要な措置を講ずる場合において、高度な専門知識を有する者、訓練を受けた者、特殊な装備の配備等を必要と認めるときは、関係機関に対して、それらに係る支援を要請するものとする。この要請を行うに当たっては、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行うものとする。

### 第5 立入制限区域に指定された場合の対応

機構対策本部長は、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、都道府県公安委員会、海上保安部長等から立入制限区域を指定した旨の通知を受けた場合は、役職員、外来者等に対して、通知があった旨を周知させるよう努めるものとする。

## 第3節 NBC攻撃による災害への対処等

## 第1 応急措置の実施

機構対策本部長は、NBC攻撃により施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、当該施設の被害状況等に応じて、当該施設及びその影響を受け、又は受けるおそれがある地域に対して、NBC攻撃による被害の拡大を防止するため、関係機関と連携して、必要な措置を講ずるものとする。

## 第2 汚染原因に応じた対応

機構対策本部長は、施設により貯水、放流、取水、導水及び分水をする水がNBC攻撃により汚染され、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事から貯水、放流、取水、導水及び分水をすることについて、制限し、停止する等の要請があった場合は、その要請に基づき必要な措置を講ずるものとする。また、要請がない場合においては、自主的な判断に基づき、必要な措置を講ずるものとする。この必要な措置を講じた場合は、関係機関に対して、その旨を報告するものとする。

## 第4節 特殊標章等の使用

機構対策本部長は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に従事する役職員等、国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者に対し、これらの者が行う職務、協力等のために使用される場所等を識別させるため、所管指定行政機関の長の許可を受けて特殊標章等（国民保護法第158条第1項に規定する特殊標章及び身分証明書をいう。）を使用させるものとする。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

#### 第1節 施設の緊急点検等

機構対策本部長は、武力攻撃災害が発生した場合においては、役職員等の安全を確保した上で、被害を受けた施設の緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止に努め、応急の復旧のための措置を講ずるものとする。

#### 第2節 指定行政機関の長等に対する支援要請

機構対策本部長は、武力攻撃災害が発生した場合において、施設について応急の復旧のための措置を講ずる必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対して、必要な人員、物資及び資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を要請するものとする。

### 第2章 武力攻撃災害の復旧

機構対策本部長は、武力攻撃災害が発生した場合において、被害を受けた施設について、政府が示す方針に従って、被害の状況、周辺地域の状況等を勘案して、迅速な復旧を行うものとする。

## 第5編 緊急対処事態における対処

### 第1節 緊急対処事態対策本部の設置

#### 第1 機構緊急対処事態対策本部の設置

(1) 理事長は、政府が緊急対処事態対策本部（事態対処法第23条第1項の緊急対処事態対策本部をいう。以下「政府緊急対処事態対策本部」という。）を設置した場合は、直ちに、理事長が適当と認めた場所に緊急対処事態対策本部（以

下「機構緊急対処事態対策本部」という。)を設置し、次に掲げる業務を総括するものとする。この場合において、機構緊急対処事態対策本部の長(以下「機構緊急対処事態対策本部長」という。)は、理事長をもって充てる。

ア 機構緊急対処事態対策本部と関係機関との情報交換及び連絡調整

イ 機構緊急対処事態対策本部が関係機関から収集した情報の機構内での共有

ウ 機構緊急対処事態対策本部が行う施設に係る緊急対処保護措置の実施状況等に関する広報活動

エ 施設についての被災情報等に関する情報の取りまとめ

オ 施設に係る緊急対処保護措置の実施状況等に関する情報の取りまとめ

カ その他緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

(2) 役職員は、確保した連絡手段を活用し機構緊急対処事態対策本部と密接に連絡をとり、確認できた参集経路により、当該機構緊急対処事態対策本部に参集するものとする。

(3) 機構緊急対処事態対策本部長は、速やかに、全ての事務所に対して、機構緊急対処事態対策本部を設置した旨を通知するものとする。

## 第2 機構緊急対処事態対策本部の廃止

機構緊急対処事態対策本部長は、政府緊急対処事態対策本部が廃止された場合は、速やかに、機構緊急対処事態対策本部を廃止し、全ての事務所に対して、その旨を通知するものとする。

## 第3 事務所緊急対処事態対策本部の設置

(1) 所長は、機構緊急対処事態対策本部長から、その事務所に係る緊急対処事態対策本部(以下「事務所緊急対処事態対策本部」という。)を設置するよう指示があった場合は、所長が適当と認める場所に事務所緊急対処事態対策本部を設置し、次に掲げる業務を総括するものとする。この場合において、事務所緊急対処事態対策本部の長(以下「事務所緊急対処事態対策本部長」という。)は、所長をもって充てる。

ア 事務所緊急対処事態対策本部と機構緊急対処事態対策本部及び関係機関との情報交換及び連絡調整

イ 事務所緊急対処事態対策本部が機構緊急対処事態対策本部及び関係機関から収集した情報の事務所内での共有

ウ 事務所緊急対処事態対策本部が行う施設に係る緊急対処保護措置の実施状況等に関する広報活動

エ 施設についての被災情報等に関する情報の取りまとめ

オ 施設に係る緊急対処保護措置の実施状況等に関する情報の取りまとめ

カ その他緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

(2) 役職員は、確保した連絡手段を活用し事務所緊急対処事態対策本部に密接に連絡をとり、確認できた参集経路により、当該事務所緊急対処事態対策本部に参集するものとする。

(3) 事務所緊急対処事態対策本部長は、速やかに、機構緊急対処事態対策本部長に対して、事務所緊急対処事態対策本部を設置した旨を報告するものとする。

## 第4 事務所緊急対処事態対策本部の廃止

事務所緊急対処事態対策本部長は、機構緊急対処事態対策本部が廃止された場合又は機構緊急対処事態対策本部長から廃止の指示があった場合は、速やかに、

事務所緊急対処事態対策本部を廃止し、理事長（機構緊急対処事態対策本部が設置されている場合は機構緊急対処事態対策本部長）に対して、その旨を報告するものとする。

## 第2節 緊急対処保護措置の実施

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第2編から第4編までの定めに基づき、この限りでない。

## 第6編 雑則

### 第1節 計画の見直し

理事長は、この計画の内容について、適時検討を加え、必要に応じて、これを変更するものとする。この場合において、あらかじめ、関係機関の意見を求めるよう努めるものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

### 第2節 細則

この計画を実施するために必要な細則は、別に定める。ただし、事務所に係るものについては、所長が定める。

## 附 則

この計画は、平成29年4月1日から実施する。